矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十八号

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律の施行期日は、平成二十七年十二月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　岩城　光英

都市計画法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百六十九号

都市計画法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十三条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第一号中「農用地区域」の下に「（第十六条の二第一号において単に「農用地区域」という。）」を加える。

第十六条の次に次の一条を加える。

（農林水産大臣への協議に係る土地の区域）

第十六条の二　法第二十三条第一項ただし書の政令で定める土地の区域は、次に掲げるものとする。

一　農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。以下この号において同じ。）の区域（農用地区域を除く。）内にある農地法第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地の区域又は農業振興地域の区域外にある四ヘクタールを超える同項に規定する農地の区域

二　森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域その他これらに類する土地の区域として国土交通省令で定めるもの

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十号

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十七年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表の下欄中「福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する」を「次に掲げる市町村の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める」に改め、同欄に次のように加える。

イ　福島県南会津郡南会津町及び大沼郡昭和村　法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ　茨城県常総市　法第十二条に規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　島尻安伊子

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年十月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百七十一号

航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、航空法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年十二月十日とする。

国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三